

理 由

本地区は、平成 26 年 3 月 25 日に市街化区域への編入、用途地域、地区計画、岸和田市丘陵土地区画整理事業等の都市計画決定が行われ、令和 7 年春頃の換地処分を目標に現在、土地区画整理事業施行中である。

事業を進める中で、地区の外縁部において、最低敷地面積を下回る敷地とならざるを得ずどうしても単独での土地利用ができない画地が生じてしまうため、地区計画の区域から除外する申出が岸和田市丘陵土地区画整理組合よりあった。しかし、地区計画の区域から除外することで最低敷地面積だけでなく、用途の制限や緑化の規定等についても適用されなくなり、地区として良好なまちづくりができないこと等から総合的に判断し今回、建築物の敷地面積の最低限度の規定について改正するものである。